

四日市市告示第291号

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第169号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する次の各号に掲げる費用とする。ただし、新たに設置する防犯カメラについては、未使用品でなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 防犯カメラの賃貸借にかかる費用（防犯カメラを設置した日から起算して60か月間に限る。）</p> | <p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する次の各号に掲げる費用とする。ただし、新たに設置する防犯カメラについては、未使用品でなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 防犯カメラの賃貸借にかかる年間費用（防犯カメラを設置した日が属する年度を初年度とする5年間に限る。）</p> |

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(市民生活部市民協働安全課)